# かすみがうら市 行政改革大綱



# 目 次

行	f政改革大綱策定の背景	1
合	お併時の行政制度の調整方針	2
市	ī民の期待	3
取	【組方針	4
基	基本方針	7
1.	事務事業の見直し	
2 .	財政の健全化8	
3.	組織機構の見直し9	
4 .	民間委託の推進9	
5.	定員管理・給与の適正化9	
6.	市民サービスの向上11	
7.	地方公営企業の経営健全化11	
<b>次小</b> 小	によった 女 組 女 人 担 <del>立</del>	1
資料1	行政改革懇談会提言	
<b>資料2</b>	行政改革懇談会委員1	
資料3	策定の経過1	6

# 行政改革大綱策定の背景

# ◆ 社会経済情勢の変化

現在、地方自治体には、地方分権の担い手として、少子高齢化の 進展、市民ニーズの高度化・多様化など、社会経済情勢の変化への 柔軟かつ弾力的な対応が求められています。

# ◆ 厳しさを増す財政状況

このような中、かすみがうら市は、平成17年3月28日に霞ヶ浦町と 千代田町の合併により誕生しました。

合併は、行政改革の最も有効な手段の一つとされますが、税収の落ち込みや三位一体の改革の推進等による厳しい財政状況の中、合併効果の一日も早い具現化を目指し、さらなる行政改革の推進に取り組んでいかなければなりません。

# 

さらに、平成17年10月1日には八郷町が石岡市と合併、平成18年2月20日には新治村が土浦市と合併したことに伴い、これまで新治地方広域事務組合で共同実施してきた介護保険事業、常備消防事業について、市単独で運営することとなりました。これによって、共同事業の効果に比肩する事務の効率化を進める必要も生じています。

# ◆ 新地方行革の推進

このため、国の示した「地方公共団体における行政改革の推進の ための新たな指針」(新地方行革指針)を反映させながら、「かすみが うら市行政改革大綱」を策定するものです。

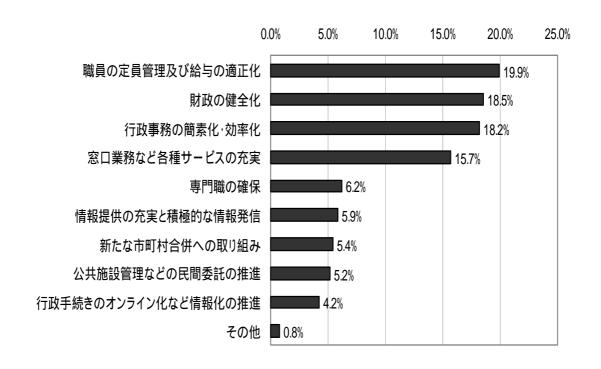
# 合併時の行政制度の調整方針

旧両町が実施してきた行政制度(各種事務事業全般)の違いにより、 住民が混乱したり不利益を受けたりすることのないよう、次の基本的 な事項を踏まえ、行政制度の調整に努めました。

る事項で四の八、	「」以前が及び前走に分のありた。
基本原則	方針
一体性確保	住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確
	保に努める。
	住民生活に密接に係わる事項について、混乱が生じな
	いよう、速やかな一体性の確保に努める。
住民福祉向上	住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
	旧両町で行なっていた各種の事務事業について、その
	サービス水準を低下させないことを原則として調整する。
負担公平	負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないよう
	に努める。
	各種税、使用料など住民が直接負担するものについて、
	負担公平の原則に立ち、不公平感が生じないよう十分配
	慮し調整する。
健全な	健全な財政運営に努める。
財政運営	各種施策が将来にわたり円滑に推進できるよう、財源の
	安定的な確保に努めるとともに、地方分権時代に対応した
	健全な財政運営が図れるよう調整する。
行政改革推進	行政改革の観点から、事務事業の見直しに努め
	<b>ప</b> .
	最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした行政
	改革を推進し、今後自治体が行う事務事業がどうあるべき
	かの視点に立ち、事務事業の見直しに努める。

# 市民の期待

「かすみがうら市総合計画」の策定に伴い実施した「まちづくりアンケート調査」では、「市の今後のまちづくりについて」の「行政サービスの向上、また、行政改革を行ううえで、何が重要か。」の問いに対し、「職員の定員管理及び給与の適正化」と答えた方が19.9パーセントと最も多く、「財政の健全化」「行政事務の簡素化・効率化」が続いています。



# 取組方針

# 【推進期間】

行政改革大綱の推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

# 【推進方法】

行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを実施するため、「推進計画」、「集中改革プラン」を策定します。この策定に当たっては、市民に分かりやすい数値目標や指標の設定に努めます。

「推進計画」については、毎年度の推進状況や、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

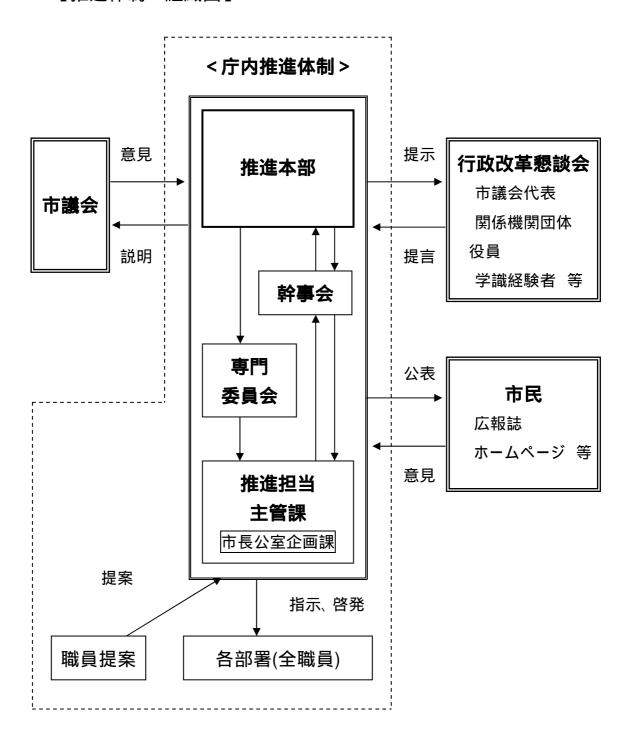
# 【推進体制】

市長を本部長とする「かすみがうら市行政改革推進本部」を中心として、全庁的に取り組みます。

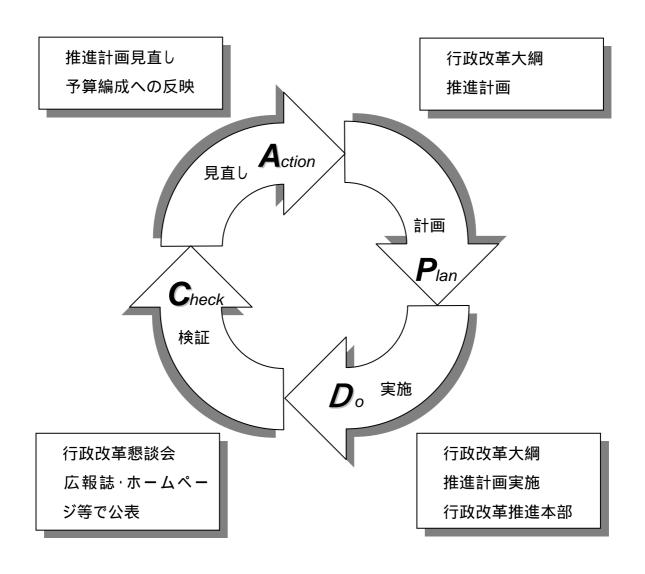
毎年度の推進状況については、「かすみがうら市行政改革懇談会」に報告し提言をいただくとともに、市の広報誌、ホームページ等により市民に公表します。

行政改革大綱に基づく改革の着実な実行に向けて、計画(Plan)、 実行(Do)、検証(Check)、見直し(Action)の PDCA サイクルにより、 不断の点検に努めます。

### 【推進体制・組織図】



# 【推進体制·PDCA サイクル】



# 1. 事務事業の見直し

#### (1) 事務事業の再編・整理

行政が対応すべき範囲、施策の内容及び手法等について の評価制度の導入などに努め、積極的な事務事業の再編・整 理に取り組みます。

#### (2) 広域行政の推進

近隣自治体や市民との連携により、事務事業の合理化、広 域的な行政課題への対応、行政サービスの向上を図ります。

#### (3) 公共施設の有効利用

- 公共施設については、地域の特殊性や地域間のバランス、 さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図ります。
- 適正配置と整備の検討に当たっては、行財政運営の効率化、 既存施設の有効利用・相互利用・統合・廃止等を総合的に勘 案し、住民サービスの向上を図るよう配慮します。
- 未利用財産については、売払い等の有効利用を図ります。

# (4) 公正の確保と透明性の向上

- 市民との協働による行政運営を推進し、また、情報公開など を通して行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る ため、パブリックコメント手続 を実施し、市民の行政への参 加を促進します。
- 行政運営上の法令遵守を推進するため、職員等からの内部 通報を受け付ける制度を設け、公務に対する市民の信頼を確 保します。

### 2.財政の健全化

#### (1) 自主性・自律性の高い財政運営

・ 中·長期的な財政の見通しを踏まえ、計画的な財政運営を 進めます。

また、自主的かつ主体的な財政構造の改善に努めるとともに、 事務・事業の見直しにより、歳出全般の効率化と財源配分の 重点化を図ります。

- ・ 市民が、財政状況を総合的に把握できるよう、分かりやすい 方法で提供するため、歳入歳出の状況や各種の財政指標と 併せ、バランスシート を作成し公表します。
- ・ 三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正 確保の必要性等を踏まえ、市税の徴収率の一層の向上に積 極的に取り組むとともに、使用料・手数料等についても、受益 者負担の適正化や徴収率の向上等を図り、自主財源の確保 に努めます。

#### (2) 補助金等の整理合理化

・ 行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら整理合理化に努めます。

# (3) 公共工事

・ 国・県等の公共コスト縮減対策に準じ、積極的にコスト構造の改革に取り組むとともに、公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づ〈「適正化指針」を尊重し措置に努めます。

### 3.組織機構の見直し

#### (1) 簡素で効率的な組織の構築

・ 地方分権の推進や多様化・高度化する住民ニーズへ効率 的かつ効果的に対応するためには、柔軟性のある質の高い組 織を構築する必要があります。このため、組織の簡素化・フラット化等により、事務処理や意思決定の迅速化を図るとともに、 市民が分かりやすい・利用しやすい行政組織の構築に努めます。

#### 4. 民間委託の推進

#### (1) 指定管理者制度の導入

・ 公の施設の管理に民間事業者の手法を取り入れ、市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入を推進します。また、新規の施設建設については、PFI手法 の活用を検討します。

# (2) 民間委託の推進

・ 長期継続契約や包括委託など様々な手法による効果を検証し、計画的な民間委託の導入を図ります。

# 5. 定員管理・給与の適正化

# (1) 定員管理の適正化推進

・ 定員適正化計画を策定し、数値目標を着実に達成することにより、行政サービスの維持・向上に配慮しながら、いわゆる 団塊の世代の大量退職や、合併の進展に伴う新治広域事務 組合での共同事務の廃止など、情勢の変化に対応します。

#### (2) 給与等の適正化

- 合併時に、昇給制度や特殊勤務手当など、給与制度の一 部を見直したところですが、今後とも不断の見直しを行うととも に、人事院勧告等に基づき、給与の適正化に努めます。
- 従来の年功的な給与体系を抜本的に見直し、昇給・昇格基 準の明確化など、職務や能力、実績に応じた給与制度となる よう努めます。

また、人事評価制度を構築し、組織全体の士気を高め、職場風 土の改善を図ります。

賃金、報酬等について、職務の内容等を検討し見直しを行 います。

#### (3) 定員・給与等の公表

職員の任免及び職員数、給与、勤務条件、福利厚生等の状 況について、毎年9月30日までに広報誌、ホームページにお いて公表を行なっています。

今後も、より市民に分かりやすい、定員・給与等の公表に努 めます。

職員の福利厚生については、市職員互助会の運営方法や 事業内容について適切な助言を行い、市民に公表することに より、運営の透明性を高め、その理解に努めます。

# (4) 人材の育成

- 人事評価制度の確立を視野に入れた「人材育成基本方針」 を策定し、研修の充実を図るとともに、職員の自発的な研修を 支援します。
- 特定事業主行動計画に基づ〈「一斉定時退庁日」の推進や 「時差出勤制度」の導入などにより、時間外勤務(手当)の縮減 に努めるとともに、業務の一層の効率化を図るため、職員の健 康保持・増進、自己啓発を推進します。

# 6.市民サービスの向上

#### (1) 電子自治体の構築

ICT を活用し、電子申請・届出システムの拡張などによる 行政手続のオンライン化を推進します。また、インターネットを 利用した、迅速な行政情報の提供に努めます。

#### (2) 総合窓口機能の充実

市民満足度の向上を念頭に、各種証明書の交付や諸申請 手続等の行政サービスについて、利便性の高い総合窓口によ る「ワンストップサービス」の充実に努めます。また、情報ネット ワーク化、職員の資質向上などを行いながら、利用しやすい環 境づくりと効率的な運営による行政サービスの体制強化に努 めます。

# 7. 地方公営企業の経営健全化

# (1) 水道・下水道事業の経営健全化

- 経営基盤の強化等に積極的に取り組むとともに、より一層 の自立性の強化と経営の活性化を図ります。
- 指定管理者制度、PFI 事業、民間委託等の民間的経営手法 の導入の促進を図るとともに、計画性・透明性の高い企業経 営の推進に努めます。
- 定員管理の適正化、給与の適正化、定員・給与等の公表に ついては、市職員の総体での適正化に努めます。
- 水道料金・下水道使用料の計画的な見直しと、収納率の向 上を図ります。
- ・ 水道・下水道事業においては、投資の効率化を主体にし、 併せて水洗化の促進や経常経費の縮減など経営改革を図り ます。

#### 【用語の解説】

#### パブリックコメント手続(7頁)

重要な政策の形成過程において、計画などの案を公表し、 広く市民の意見や情報を求め、提出された意見を市の計画や 事業に反映させる一連の手続。

### バランスシート(8頁)

貸借対照表のこと。ある時点における資産・負債・正味資産 (企業会計では資本)の残高を総括的に対照表示し、財政状況 を明らかにする報告書。資産=負債+正味資産

#### PFI手法(9頁)

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管 理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し て行う新しい手法。

# ICT(11 頁)

Information and Communication Technology の略。情報通信 技術を表す。

# 資料1 行政改革懇談会提言

平成18年3月6日

かすみがうら市長 鈴木 三男 様

かすみがうら市行政改革懇談会 会長 林 實一

かすみがうら市の行政改革推進に向けての提言

本懇談会では、かすみがうら市行政改革大綱及び行政改革推進計画 (集中改革プラン)の策定にあたり、行政改革推進に向けた協議を行い ました。

現在、かすみがうら市には、地方分権の担い手にふさわしい基礎的 自治体としての役割を果たすことが求められています。

今後、市民の期待に応え、合併効果を十分に発揮できるよう、職員一 丸となって、より効果的で効率的な行財政運営に取り組まれるよう要望 し、下記のとおり提言します。

記

- 1. 行政改革大綱等の策定、検証、見直しの各過程においては、市民 の理解を得るという視点から、可能な限り数値や明確な指標を用い て具体的で分かりやすい目標を設定し、公表に努めること。
- 2. 行政改革大綱等の見直しに当たっては、市民による検証の過程に 配慮し、柔軟かつ積極的に新規目標の設定及び見直しに努めるこ ٥

- 3. 事務事業全般においては、民間的経営手法を取り入れることと併 せ、市民の満足度に配慮して目標を設定し、PDCAサイクル評価に より成果とのギャップを解消するよう努めること。
- 4. 地域の資源や価値の(再)発見と活用を促進し、地域の活性化と併 せ経済効果を高める取り組みに努力し、税財源の確保を図ること。
- 5. 市民の利便性向上のため、事務にかかる経費と時間の効果的な節 約・削減を念頭に置き、行政の情報化を推進すること。
- 6. 簡素で効率的な組織運営を目指し、フラットな組織体制などを構築 すると同時に専門性・平準性を確保し迅速な対応を図るよう努める こと。
- 7. 年功序列的な給与体制からの脱却を図るとともに、職員の士気・能 力の向上につながるような人事評価制度の導入に取り組むこと。
- 8. 職員は、市民の期待に応えるため研修などを通じ一層の自己研鑽 に励むと同時に、健康に配慮し、フレックスタイム制など柔軟な勤務 体制の導入についても検討すること。

# 資料2 行政改革懇談会委員

(敬称略、順不同)

	( 577.15	- H ( 113)
氏 名	役職等	備考
林 寛一	常磐大学人間科学部助教授	会長
菅原 英一	学識経験者	副会長
嶋田 芳則	市議会総務常任委員会委員長	
矢口 龍人	市議会総務常任委員会副委員長	
古川 誠一	霞ヶ浦地区区長会会長	
岩瀬 一朗	千代田地区区長会会長	
中島和彦	学識経験者	
豊島寿江	学識経験者	
小寺 仁	タキロン(株)東京工場事務部長	

任期/平成18年1月12日~平成20年1月11日

# 資料3 策定の経過

期日	内容
平成17年8月31日	かすみがうら市行政改革懇談会設置要綱施行
平成17年11月16日	かすみがうら市行政改革推進本部設置要綱施行
平成17年12月8日	議会全員協議会
平成18年1月16日	推進本部·幹事会
平成18年1月17日	推進本部
平成18年1月19日	かすみがうら市職員提案制度規程施行
平成18年1月25日	<b>懇談会</b>
平成18年1月26日	推進本部·民間委託専門委員会
平成18年1月27日	推進本部·人事専門委員会
平成18年1月31日	推進本部·公営企業専門委員会
平成18年2月3日	推進本部·民間委託専門委員会
平成18年2月3日	推進本部·人事専門委員会
平成18年2月6日	推進本部·幹事会
平成18年2月6日	推進本部·事務事業専門委員会
平成18年2月7日	推進本部
平成18年2月10日	推進本部·人事専門委員会
平成18年2月13日	推進本部·事務事業専門委員会
平成18年2月17日	推進本部·幹事会
平成18年2月20日	推進本部
平成18年2月22日	<b>懇談会</b>
平成18年3月6日	<b>懇談会提言</b>
平成18年3月7日	推進本部
平成18年3月9日	議会全員協議会
平成18年3月24日	推進本部·幹事会
平成18年3月27日	決定
平成18年3月28日	公表

# かすみがうら市行政改革大綱

平成18年3月発行 かすみがうら市市長公室企画課 〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461

TEL 0299 - 59 - 2111

FAX 0299 - 59 - 2176

Eメール <u>kikakuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp</u> ホームページ http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/